2014年11月25日

地区内各ロータリークラブ

　会　長 ・ 幹　事　　各　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国際ロータリー第2790地区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ガバナー　宇　佐　見　　透

郵便投票のお願い

　地区内各クラブ会長・幹事の皆様には、地区運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、2016年開催の規定審議会に、当地区の木更津東ロータリークラブ（以下「RC」とします。）から**１つ制定案**が、千葉ＲＣから**２つの決議案**が、それぞれ別紙の通り提案ありました。

この提案につきましては、提案者である木更津東ＲＣと千葉ＲＣから別紙の通り「提案書」と、「2016年の規定審議会に提案する事項をクラブが承認した事を証するための書面」が同時に提出されており、私はガバナーとして国際ロータリー細則第7.030項の規定に従っているものと判断致しました。

クラブの立法案は必ず地区大会、地区決議会において地区内クラブの承認を受けなければなりませんが、地区大会、地区決議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合には、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる、とされています。

当地区の地区大会は2015年２月21日、22日に開催されますが，立法案の提出期限が2014年12月31日ですので、皆様のクラブには郵便投票の方法による票決を求めることに致しました。

郵便投票の方法は、ガバナーが各クラブに１枚の投票用紙を配布し、各クラブからは投票用紙に投票して頂きます。**地区内全てのクラブは、少なくとも１票を投じる権利を有します**。会員数25名を超えるクラブは、**25名ごとに1票、また最後残りました端数が13名以上の場合、更に1票の割合で投票権を有します。**即ち、会員数38名以下のクラブは１票、会員数39名から64名のクラブは２票、会員数64名から89名のクラブは３票の投票権を有します。ただしこの会員数は、2014年７月１日現在の会員数であり現在の会員数ではありません事にご注意ください。

別紙投票用紙に、皆様のクラブの**2014年７月１日の会員数、投票権数、など**ご記入頂き、**理事会で審議し、賛否の表明をした上で**、**クラブ会長・幹事が記名または署名**して下さい。

**記名または署名済みの投票用紙は、ガバナー事務所宛メール又はFAXで送信して下さい**。

投票期間は、12月６日（土）までとし、当日までにガバナー事務所に到着分を有効票とします。

なお、開票集計の場所はホテル ザ・マンハッタン、期日は2014年12月９日（火）、時間は午後３時と致します。投票の集計に立ち合いを希望される方は、事前にガバナー宛申し込み下さい。

投票委員会委員には、﨑山征雄PDG（習志野中央）、中村博亘PDG（柏西）、山田修平PDG（木更津東ＲＣ）３名のPDGの方々に委嘱致しました。

以上、ご多忙中誠に恐縮ですが、宜しくお願い致します。

**郵便投票用紙**

　2016年規定審議会に提案する案件について、当クラブは、次の通り投票します。（いずれかに〇印を付すか、いずれかを抹消するか、どちらでも結構です。）

　**木更津東ロータリークラブから提案された件**　　　　賛成　　　　反対

　**千葉ロータリークラブから提案された件その１**　　　　賛成　　　　反対

　**千葉ロータリークラブから提案された件その２**　　　　賛成　　　　反対

　上記は、当クラブが下記により決議しました。(何れか一方か、両方に記載して下さい。)

1. 月　　　日開催の理事会による決議
2. 月　　　日開催の、通算 第　　　　　回例会による決議

　クラブ名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ロータリークラブ

　**2014年７月１日現在クラブの会員数　　　　　　　　名**

　**投票権の票数 　　　　　　　　　　　　　　　　　　票**

　上記の通り決議したことを証明し、郵便投票します。

　　日　付　　２０１４ 年 　　 月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ロータリークラブ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（記名又は署名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　幹　事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（記名又は署名）

　国際ロータリー第2790地区

　 ガバナー　宇 佐 見　透　殿

　**お願い**　**この用紙に記載して、ガバナー事務所宛にメールかＦＡＸで送信して下さい。**